

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 6 月 10 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆厚生年金基金において保険者算定を行う場合の事務処理等について◆

厚生労働省通知「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて（昭和 42 年 3 月 28 日年企発第 20 号）」が平成 23 年 5 月 12 日付で改正され、4 月、5 月及び 6 月の 3 ヶ月間の報酬の平均額から算出した報酬標準給与と前年 7 月から当年 6 月までの 12 ヶ月間の報酬の平均額から算出した報酬標準給与の間に二等級以上の差を生じ、この差が例年発生すると見込まれる場合、保険者算定（*）の対象とされたところです。

（*）7 月 1 日前の 3 ヶ月間の報酬総額を基に標準報酬月額を決定することが困難で、報酬標準給与を基金が算定すること。

平成 23 年 6 月 9 日、同省より通知「厚生年金基金において保険者算定を行う場合の事務処理等について（平成 23 年 6 月 9 日年企発 0609 第 2 号）」が発出され、上記保険者算定を実施する場合の事業主による申立手続きが定められました。

事業主が基金に提出する申立書について

- ・ 保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記入。
- ・ 加入員の同意書を添付。
- ・ 前年 7 月から当年 6 月までの加入員の報酬額等を記載した書類を合せて提出。
- ・ 当該加入員の報酬標準給与月額算定基礎届の備考欄に申立を行った旨を付記。

以上

